

全国健康保険協会群馬支部 健康づくり推進協議会 (第21回)

【議題 1】

保健事業の一層の推進について
令和6年度の主な取り組みについて

令和7年9月18日(木)



【議題 1】

保健事業の一層の推進について 令和 6 年度の主な取り組みについて

1. 保健事業の一層の推進について P 3
2. 保健事業の一層の推進に係る実施内容について P 4
3. 制度変更後の健診体系図 P 5
4. 人間ドック健診に対する補助の実施（令和 8 年度～） . . . P 6
6. 生活習慣病予防健診の拡充（令和8年度～） P 7
7. 被扶養者に対する健診の拡充（令和9年度～） P 8
8. 生活習慣病予防健診の実施状況 P10
9. 事業者健診の実施状況 P11
10. 特定健診の実施状況 P12
11. 特定保健指導の実施状況（被保険者） P13
12. 特定保健指導の実施状況（被扶養者） P14
13. 重症化予防 P15
14. 健康経営（コラボヘルスの推進） P16

保健事業の一層の推進について

保健事業の一層の推進について

- 協会ではこれまで、35歳以上の被保険者を対象とした生活習慣病予防健診、40歳以上の被扶養者を対象とした特定健診、特定保健指導を中心とした保健事業に注力してきたが、医療費の適正化及び加入者の健康の保持増進をより一層推進するうえでは、更なる健診・保健指導の実施率向上と重症化予防対策の充実を図るとともに、就労等により生活習慣が変化する20代から健康意識の醸成を図り、加入者の自主的な健康増進及び疾病予防の取組を推進することが必要である。
- また、国で整備が進められている医療DXのインフラも活用しつつ、より多くの加入者の健診結果等を若年から経年的に保有し、これらのビックデータを活用することで、保健事業の一層の推進を図る必要がある。
- これらのことを踏まえ、現役世代への取組をより一層推進する観点から、被保険者及び被扶養者を対象に実施する健診体系の見直し及び重症化予防対策の充実を行う。

具体的な見直し内容

被保険者

人間ドック健診に対する補助の実施

- 一定数の項目を網羅した人間ドック健診に対する補助を実施

若年層を対象とした健診の実施

- 20歳、25歳、30歳に実施

生活習慣病予防健診の項目等の見直し

- 「骨粗鬆症検診」を実施
- 検査項目や健診単価の検証・見直しの実施

被扶養者

被扶養者に対する健診の充実

- 被保険者に対する見直し後の人間ドックや生活習慣病予防健診と同等の内容に拡充

重症化予防

がん検診項目受診後の受診勧奨の実施等

- 「胸部X線検査」において要精密検査・要治療と判断されながら、医療機関への受診が確認できない者に対して受診勧奨を実施

保健事業の一層の推進に係る実施内容について

令和7年度

がん検診項目受診後の受診勧奨の実施等

- 「胸部X線検査」において要精密検査・要治療と判断されながら、医療機関への受診が確認できない者に対して受診勧奨を実施。なお、この取組については、令和6年度に保険者努力重点支援プロジェクトの中で、3支部（北海道・徳島・佐賀）において外部有識者の助言も得ながら実施中。
- 事業所に対するメンタルヘルスに関するセミナー及び出前講座の実施に係る体制を整備。

令和8年度

人間ドック健診に対する補助の実施

- 年齢や性別による健康課題に対する健診の選択肢の拡大と、より一層の健康意識の醸成及び実施率の向上を図るため、35歳以上の被保険者を対象に一定の項目を網羅した人間ドック健診に対する定額補助（25,000円）を実施。
- 円滑な制度開始及び健診実施機関の質の確保の観点から、人間ドック健診補助実施機関は、日本人間ドック・予防医療学会／日本病院会、日本総合健診医学会、全日本病院協会、全国労働衛生団体連合会が実施する第三者認証を取得していることを条件にするほか、特定保健指導の実施体制を有すること等を条件とする。

若年層を対象とした健診の実施

- 就業等により生活習慣が大きく変化する若年層に対して、早期に生活習慣病対策を行うことや健康意識の向上等を目的に生活習慣病予防健診に新たに20歳、25歳、30歳の被保険者も対象とする。
- 検査項目については、国の指針等を踏まえ、生活習慣病予防健診の項目から、胃・大腸がん検診の検査項目を除いたものとする。

生活習慣病予防健診の項目等の見直し

- 健康日本21（第三次）の内容等も踏まえ、40歳以上の偶数年齢の女性を対象に骨粗鬆症検診を実施する。
- 生活習慣病予防健診の検査項目や健診単価については、協会発足以来、見直しを行っていないことから、国の指針やマニュアル、人件費の高騰や診療報酬改定等を踏まえ、健診の内容及び費用について別途検証・見直しを行う。

令和9年度

被扶養者に対する健診の充実

- 被扶養者に対する健診について、被保険者に対する見直し後の人間ドック健診や生活習慣病予防健診と同等の内容に拡充する。なお、現行の特定健診の枠組みは維持する。

制度変更後の健診体系図（令和9年度以降：被保険者・被扶養者共通）

- 令和8年度から、35歳以上の被保険者を対象に人間ドック健診に対する費用補助を実施するほか、生活習慣病予防健診の一般健診について、新たに20歳、25歳、30歳を対象とします（胃・大腸がん検診の検査項目を除く）。
- 従来40歳から5歳刻みで一般健診に追加可能としていた付加健診について、一般健診及び付加健診の項目を統合し、新たに「節目健診」を新設します。また、40歳以上の偶数年齢の女性を対象に骨粗鬆症検診を実施します。
- 令和9年度から、被扶養者を対象とした健診について被扶養者に対する見直し後の人間ドック健診や生活習慣病予防健診と同等の内容に拡充します。なお、制度変更後の健診体系では被保険者と被扶養者の健診内容等は同一となりますが、現行の被扶養者に対する特定健診については引き続き実施します。

健診の種類		受診対象者の年齢			
		～19歳	20～34歳	35～39歳	40～74歳
人間ドック				35歳以上の方（毎年受診可）	
生活習慣病予防健診等	節目健診				40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の方
	一般健診			35歳以上（毎年受診可）	
	一般健診（若年）		20歳、25歳、30歳の方		
	子宮頸がん検診		20歳以上の偶数年齢の女性		
	乳がん検診				40歳以上の偶数年齢の女性
	骨粗鬆症検診				40歳以上の偶数年齢の女性
	肝炎ウイルス検査		一般健診を受診する方（過去に受けた方は除く）		
特定健診					40歳以上の被扶養者

人間ドック健診に対する補助の実施（令和8年度～）

① 検査項目について

- 検査項目は健康保険組合連合会が健診団体連絡協議会（日本人間ドック・予防医療学会、日本病院会、日本総合健診医学会、全日本病院協会）に委託して実施する健保連人間ドック健診の基本項目（必須項目及びオプション項目）と同一とします（14ページ参照）。
- 健保連人間ドック健診の項目のうち、現行の生活習慣病予防健診・付加健診に含まれない項目は、以下のとおり。また、健保連人間ドック健診では、健診当日の医師による結果説明や保健指導の実施項目に含まれています。

必須項目	肥満度、心拍数、平均赤血球容積（MCV）、平均赤血球血色素量（MCH）、平均赤血球ヘモグロビン濃度（MCHC）、C-反応性タンパク（CRP）、血液型、眼圧検査
オプション項目	前立腺がん検査（PSA）、乳腺超音波検査

② 対象年齢

- 補助対象年齢は、35歳以上の加入者とし、受診間隔の制限は設けません。 ※ 被扶養者は令和9年度から実施

③ 費用補助額

- 人間ドック健診の単価は健診機関ごとに差異があるため、定額の補助額（最大25,000円）を設定します（人間ドック健診の総額が25,000円に満たない場合は、補助額は当該総額の金額となります）。

生活習慣病予防健診の拡充（令和8年度～）

①若年層を対象とした健診の実施

- 現在35歳以上の被保険者を対象としている生活習慣病予防健診について、若年層からの生活習慣病対策及び健康意識の向上等を目的に20歳、25歳、30歳の加入者も対象とします。※被扶養者は令和9年度から実施
- 健診項目については、厚生労働省の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」や「職域に関するがん検診マニュアル」も踏まえ、胃・大腸がん検診を除く既存の生活習慣病予防健診と同項目とし、問診については、特定健診の標準的な質問票と同様の内容を取得・報告していただきます。

②健診項目の追加（喀痰細胞診・骨粗鬆症検診）

- 喀痰細胞診については、厚生労働省の「職域に関するがん検診マニュアル」において、肺がん検診の項目とされているほか、労働安全衛生法に基づく定期健康診断でも項目化されているため、協会においても基準対象者（問診の結果、50歳以上で喫煙指数（一日の喫煙本数×年数）が600以上である者）に実施できるよう生活習慣病予防健診の検査項目として追加します。
※検査は基準対象者のうち希望する者に実施します。基準対象者以外に実施する場合は協会による費用補助の対象となりません。
- 骨粗鬆症検診については、健康日本21（第三次）の目標指標において、新たに受診率が追加されたことも踏まえ、40歳以上の偶数年齢の女性を対象に生活習慣病予防健診の検査項目として追加します。実施にあたっては、他の検査項目同様に原則健診機関内において実施することとしますが、やむを得ず自らの施設で実施できない健診機関においては、再委託先の選定・確保をいただくよう、お願いします。
※検査は対象者（40歳以上、偶数年齢の女性）のうち希望する者に実施します。

【参考】骨粗鬆症検診の実施方法

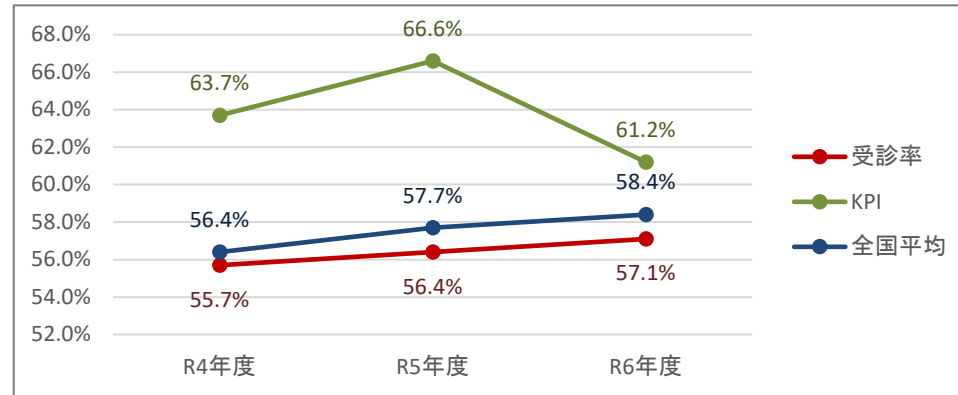
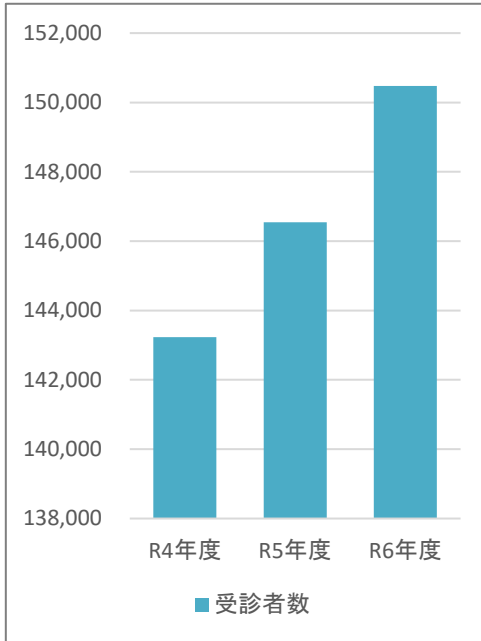
MD法、CXD法、DIP法、SXA法、pQCT法、REMS法、DXA法、超音波法

被扶養者に対する健診の拡充（令和9年度～）

- 被扶養者に対する健診については、家族も含めた加入者の健康意識の醸成や受診率の向上を図ることを目的に、既存の特定健診の枠組みは残しつつ、加入種別による健診の差異を撤廃し、被保険者の健診の項目・費用と同一にします。
- 現行の特定健診の結果受領及び費用決済は社会保険診療報酬支払基金（以下、「支払基金」といいます）を経由し実施していますが、人間ドック健診・生活習慣病予防健診については、被保険者同様に健診結果の受領や費用決済は直接健診機関と協会けんぽで実施することとします。
- これらの見直しにより、令和9年度以降、40歳以上の被扶養者については、特定健診、人間ドック健診、生活習慣病予防健診いずれの健診も受診資格を有することになりますが、協会の費用補助は受診者1名につき年度内1回限りとなります。

令和 6 年度の主な取り組みについて

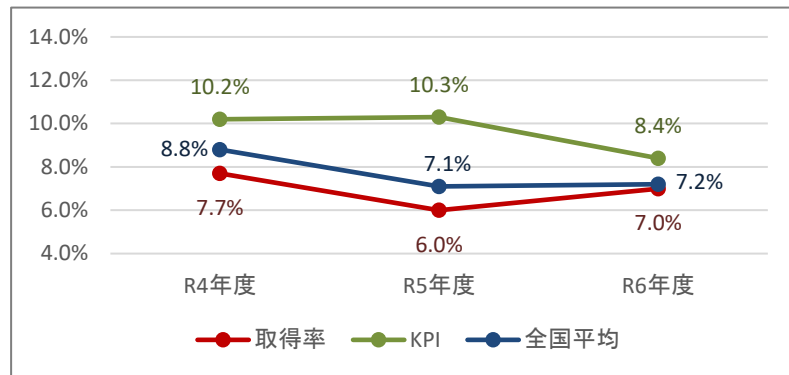
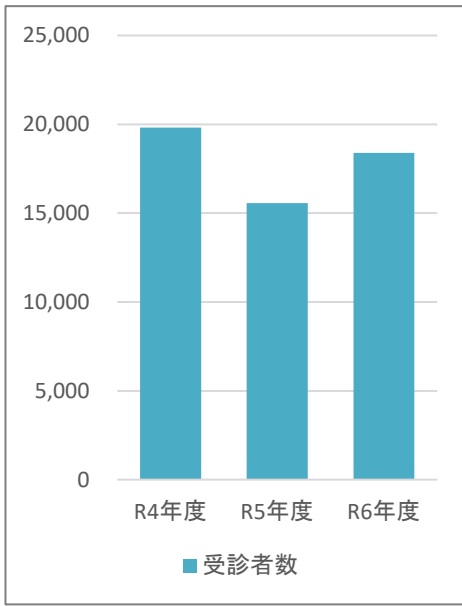
生活習慣病予防健診の実施状況



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
R4年度累計	9,443	20,695	34,866	48,382	60,066	75,210	90,219	102,806	112,306	120,787	132,293	143,231
R5年度累計	9,910	22,614	37,126	51,483	62,894	77,710	92,914	106,183	115,642	124,252	134,982	146,544
R6年度累計	10,602	23,676	38,531	53,138	64,738	79,389	95,322	108,757	118,989	127,280	138,848	150,475

令和6年度の取り組み内容	実施内容まとめ	令和7年度の実施予定
中規模以上事業所3,000 社（直近3年間一定数の生活習慣病予防健診未受診者有）に対し、専門事業者による受診案内送付・電話勧奨を実施	勧奨対象事業所のうち、前年度より被保険者の生活習慣病予防健診受診者が増加した事業所250事業所 （R5:1,872人→R6：2,771人 899人増加）	勧奨対象事業所選定の条件を変更し引き続き実施
小規模事業所5,051社に対し、受診案内送付（案内対象者数:6,455人） [R5:4,576社 5,857人]	受診者数：283事業所 450人 受診率：7.0% （R5:受診 386事業所 522人、受診率8.9%）	費用対効果が低いため令和7年度実施は見送り
広報による周知の強化	令和5年度からの一般健診の自己負担額軽減及び令和6年度からの付加健診対象年齢拡大についての周知を広報誌等により重点的に実施	保健事業の一層の推進についての周知を広報誌等により重点的に実施

事業者健診の実施状況

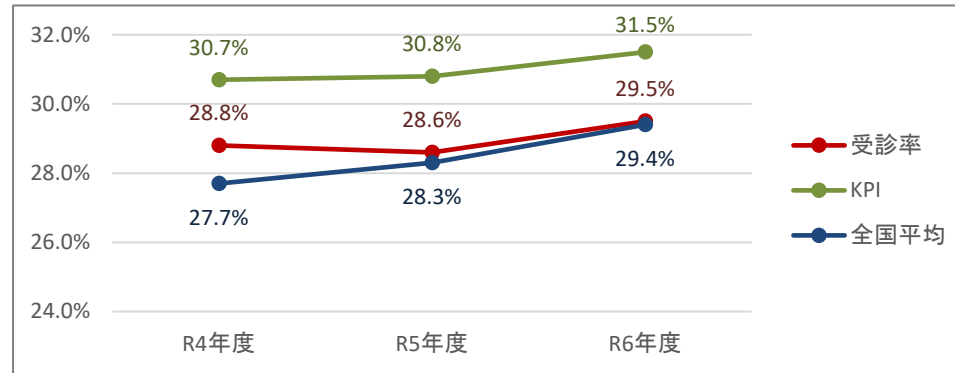
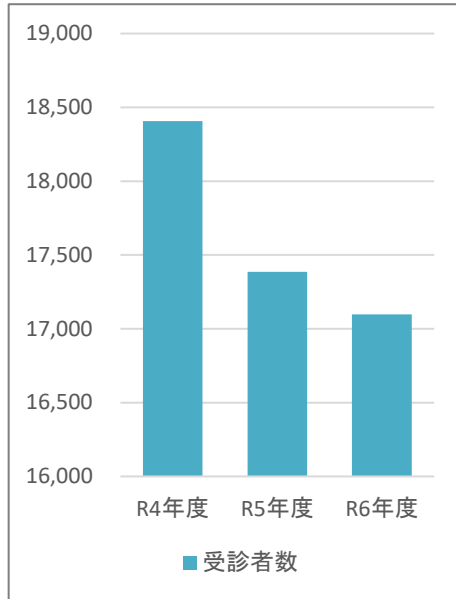


【用語説明】
同意書：R5年度まで使用。事業者が協会に健診機関へデータ依頼の同意をする際に提出データの作成対象が協会加入の40歳以上R6年度から提供依頼書へ変更
提供依頼書：R6年度から使用。事業所が健診機関から協会へのデータ提供を委託する際に提出データ作成対象が協会加入者（40歳未満を含む）
データ作成契約：健診機関が協会指定のデータ形式で健診結果データ作成可能な場合に契約締結後は、同意書または提供依頼書に基づいて協会よりデータ作成依頼を行う

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
R4年度累計	425	964	2,185	2,834	5,058	5,264	5,380	6,717	7,661	9,023	16,000	19,825
R5年度累計	356	1,018	1,018	1,503	2,542	2,829	4,165	4,863	5,253	6,881	8,554	15,569
R6年度累計	725	1,478	1,507	2,538	3,228	4,701	5,664	6,477	7,867	8,628	12,551	18,393

令和6年度の取り組み内容	実施内容まとめ	令和7年度の実施予定
約8,000社に対し、事業者健診データの提供の文書勧奨を実施し、内3,000社に対し電話勧奨も実施	提供依頼書取得件数：286件（R5:91件） 健診結果データ取得件数：1,383件（R5:310件） 令和6年度から40歳未満の加入者も取得対象となりデータ取得数が大きく増加したが、取得件数のうち、約半数は40歳以上の加入者であったことから、前年より効果をあげられたと考えられる	勧奨対象事業所選定の条件を一部変え、文書勧奨を引き続き実施
同意書・提供依頼書提出済事業所のうちデータ作成契約機関以外の健診結果の提出を労働局との連名のうえ事業所へ依頼	約2,500事業所へ依頼し、742事業所から提出があった。（提供依頼書：685件、健診結果：255事業所 ※重複提出有）	引き続き実施
・データ作成未契約の健診機関に対し、事業者健診データ作成契約可否のアンケート調査を実施 ・事業者健診データ作成可能事業所との覚書の締結	新規契約締結：4機関（R6当初契約機関77→R6末81） 新規覚書締結：1事業所（R6：1事業所(引続き締結)）	引き続き実施
関係機関等との連携	群馬労働局および群馬労働基準協会連合会に協力いただき、健診・保健指導関連のパンフを労働安全衛生大会等で配布いただいた	引き続き群馬労働局協力および群馬労働基準協会連合会に依頼する。他に運輸業界3団体（群馬県トラック協会・群馬県バス協会・群馬県タクシー協会）に協力依頼済み

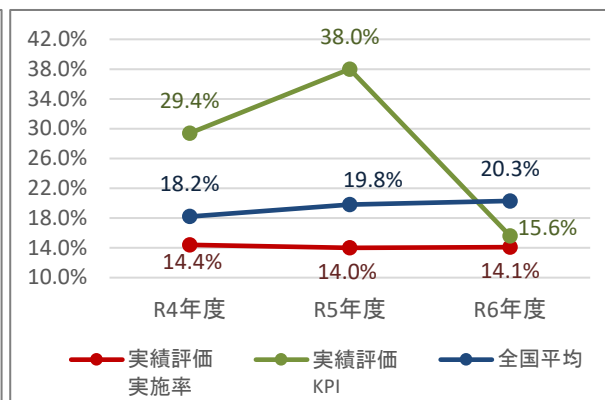
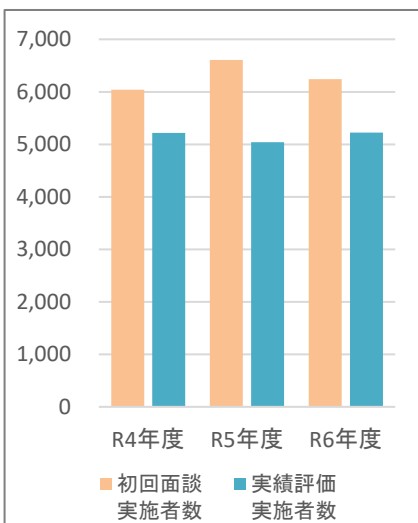
特定健診の実施状況



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
R4年度累計	1,640	2,033	3,031	4,442	5,587	6,850	8,402	10,152	12,009	13,457	16,132	18,407
R5年度累計	1,420	1,863	2,729	4,084	5,193	6,362	7,692	9,471	11,192	12,577	14,311	17,386
R6年度累計	1,368	1,804	2,671	3,922	5,071	6,278	7,613	9,308	10,938	12,201	14,683	17,098

令和6年度の取り組み内容	実施内容まとめ	令和7年度の実施予定（実施済みも含む）
がん検診と特定健診の同時受診を勧奨する文書を発送	10市と連携し約32,000人を対象に実施 令和5年度と同程度の効果を上げ、受診率は2.9%（R5：受診率2.6%）	新たに4市町村（安中市・玉村町・富岡市・みどり市）が加わり、引き続き実施
GISを活用した近隣の健診機関を案内する受診勧奨を実施	約41,200人を対象に受診勧奨を実施 年度最後の未受診者への対策で受診率は1.2%（R5：受診率3.3%）	効果低迷のため令和7年度の実施は見送り
県内34会場で、協会主催集団健診実施	定例事業であり、受診者数は年々増加している 受診率6.6%（R5：受診率6.2%） 吉岡町のがん検診と同時実施を行った	今年度もオプション健診（眼底検査に加え、令和7年度は一部骨粗鬆検診追加）の費用補助をし、健診開始時期を早め、受診率増加を図る
【データヘルス計画】 太田市在住の未受診者を対象に受診勧奨パンフレット送付および太田市所在地の事業所を訪問し被扶養者の受診促進の協力依頼	勧奨対象者数約4,700人 受診率：5.9%（令和6年度初事業） 管理職等が11事業所へ訪問 太田市在住者（年度計）受診率0.7%増加（R5：27.5%→R6：28.2%）	引き続き実施

特定保健指導の実施状況（被保険者）



【初回面談】

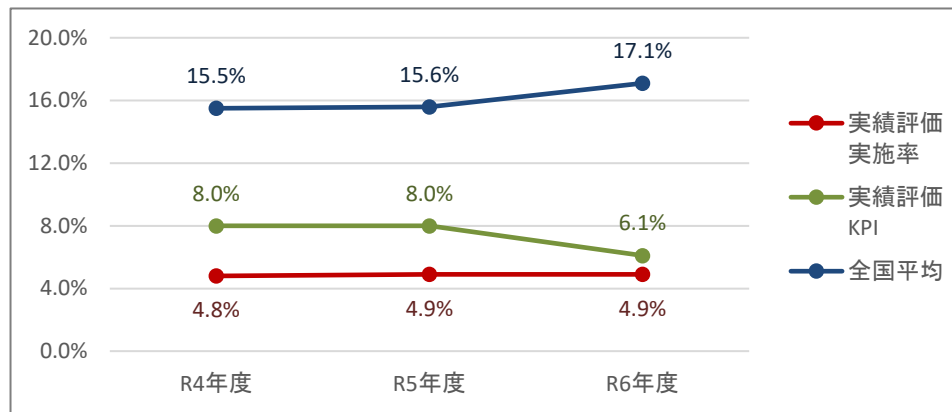
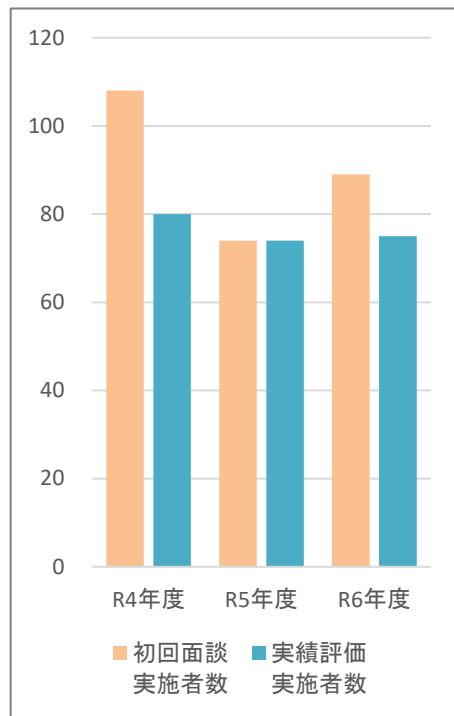
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
R4年度累計	508	1,212	1,779	2,117	2,633	3,068	3,553	3,956	4,333	4,517	5,149	6,038
R5年度累計	414	826	1,479	2,012	2,394	2,932	3,823	4,139	4,722	5,075	5,602	6,606
R6年度累計	574	999	1,422	2,029	2,443	2,877	3,413	3,936	4,376	5,104	5,514	6,239

【実績評価】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
R4年度累計	431	972	1,344	1,693	2,160	2,619	3,029	3,329	3,776	4,017	4,544	5,216
R5年度累計	196	570	1,052	1,497	1,812	2,281	2,955	3,122	3,443	3,849	4,125	5,041
R6年度累計	534	772	1,313	1,908	2,317	2,590	3,025	3,337	3,743	4,246	4,439	5,221

令和6年度の取り組み内容	実施内容まとめ	令和7年度の実施予定
- 保健指導案内文章発送数増加に向け更なるアウトソースの活用推進 - 更なる継続支援分の委託を推進して初回面談件数増加を図る - 当日実施の事業所数を増やすための勧奨および健診機関との連携を図る	- 保健指導案内率 令和6年度第3四半期 80.8% 令和5年度第3四半期 68.1% - 令和6年度支部保健師等初回面談件数：2,692件（令和5年度：3,063件） - 健診車利用による健診当日実施事業所数 14事業所（令和5年度：10事業所）	- 保健指導案内文章発送数増加に向け更なるアウトソースの活用推進 - 直営指導者による保健指導勧奨事業所訪問や保健指導案内の未回答事業所に対する電話勧奨を行い、初回面談件数増加を図る - 当日実施の事業所数を増やすため健診機関による分割面談の実施体制の推進を図る
保健指導実施率の低い事業所リストを活用し管理職等及び専門職による事業所訪問を継続する	管理職等が事業所訪問し、特定保健指導の受け入れを依頼（21事業所訪問実施・内2事業所22人受け入れあり・令和7年度に1事業所180人程度の受け入れ決定） 宣言事業所には契約保健師等が99社訪問	保健指導実施率の低い事業所リストを活用し管理職等及び専門職による事業所訪問を継続する
令和7年1月30日に合同研修会を実施	14機関26名が出席し意見交換等を実施した	令和8年1月22日に合同研修会を実施予定
【データヘルス計画】 「その他の対事業所サービス業」及び「社会保険・社会福祉・介護事業」に対する保健指導の推進	管理職等が事業所訪問し、特定保健指導の受け入れを依頼（21事業所訪問実施・内2事業所22人受け入れあり・令和7年度に1事業所180人程度の受け入れ決定）	【データヘルス計画】 「その他の対事業所サービス業」及び「社会保険・社会福祉・介護事業」については、引き続き推進を図る。「他の業種」についても保健指導の推進の拡大を図る

特定保健指導の実施状況（被扶養者）



【初回面談】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
R4年度累計	1	53	54	56	63	67	75	83	89	94	101	108
R5年度累計	7	42	47	49	53	57	61	61	62	62	67	74
R6年度累計	3	32	50	55	61	67	73	74	78	82	86	89

【実績評価】

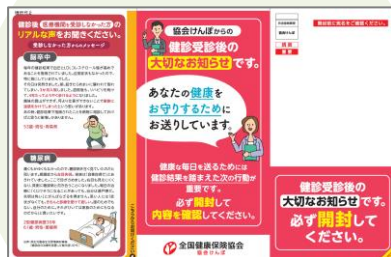
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
R4年度累計	3	8	11	13	34	56	58	62	67	71	75	80
R5年度累計	3	10	18	21	50	62	64	66	68	71	74	74
R6年度累計	0	4	7	11	26	50	54	58	62	63	73	75

令和6年度の取り組み内容	実施内容まとめ	令和7年度の実施予定
対象者への特定保健指導利用券送付 うち利用券未利用者への案内送付（再勧奨）	1, 497件に利用券を送付し、うち564件に再勧奨を実施	継続して実施
集団健診当日の保健指導実施	17会場で103名に実施 (R5: 11会場で45名実施)	会場数を増やし実施人数の増加を図る
自治体と共同で保健指導を実施	吉岡町と共同実施 保健指導対象者42名に通知 申込み3名 実施1名	今後も、自治体（国保）と共同で行う保健指導の実施を検討

重症化予防事業

事業計画

【一次勧奨（本部発送）】



【二次勧奨（支部発送）】



健診結果で血圧、血糖、脂質に関する検査値が要治療域と判定されながら、健診受診前月および健診受診月を含んだ健診受診後3か月以内に医療機関を受診していない方で、血圧、血糖、脂質の基準値のいずれかに該当する方へ送付

データヘルス

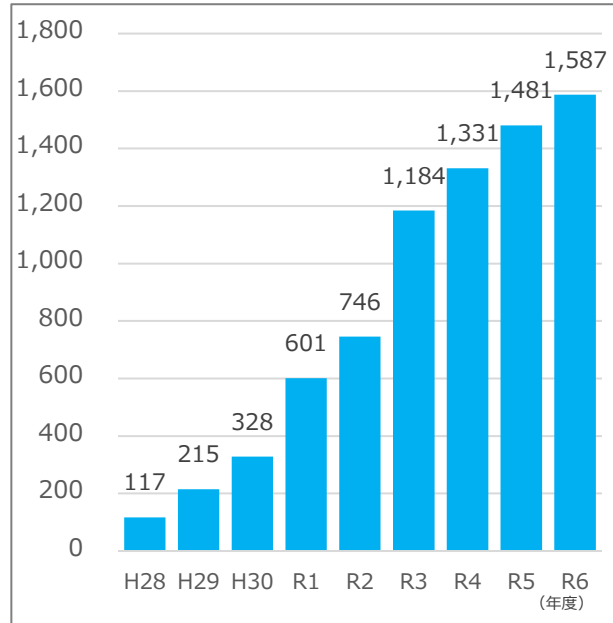


協会が指定する検査項目が要治療域であると判定された者のうち、服薬治療中の者と医療機関にて経過観察中の者および特定保健指導対象者であり初回面談を実施した者を除いた者

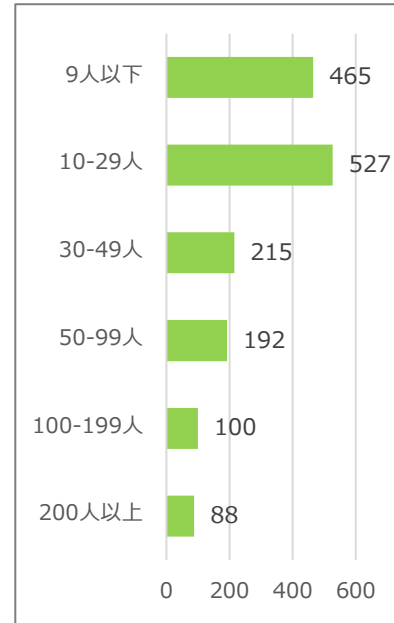
令和6年度の取り組み内容	実施内容まとめ	令和7年度の実施予定
生活習慣病予防健診受診の結果、対象者へ本部発送による受診勧奨（一次勧奨）および支部発送による二次勧奨を実施	健診受診6か月後に受診勧奨案内を送付 一次勧奨件数：14,264件 二次勧奨件数：12,887件 健診受診月から10か月以内の医療機関受診率32.3%（KPI：32.6%） ※10月より事業者・被扶養者健診受診者も同様に実施	継続して実施 KPI：健診受診月から10か月以内の医療機関受診率対前年度以上
群馬県糖尿病性腎臓病重症化予防プログラムに基づいた受診勧奨	県のプログラムに基づいた受診勧奨の実施と保健指導の実施、主治医との連携 受診勧奨送付数：461件 保健指導実施者数：2件	継続して実施
【データヘルス計画】パンフレットを用いた健診当日の医師等による血圧に関する受診勧奨の実施	契約機関：17医療機関 実施件数：732件	契約機関：14医療機関（R7.7.15時点） 血圧に加え、脂質・血糖についても受診勧奨を実施した場合委託料を支払うことができるように仕様の見直しを行った

健康経営（コラボヘルスの推進）

【宣言事業所数の推移】



【宣言事業所被保険者数規模】



令和6年度の取り組み内容	実施内容まとめ	令和7年度の実施予定
健康宣言事業所の拡大 協業企業と連携した勧奨 未宣言事業所への文書・電話勧奨 健康保険委員委嘱時における文書案内	宣言事業所数：1,587事業所 2,000事業所へ電話勧奨を行い20事業所が宣言 保健指導時における積極的な勧奨	協業企業との連携や文書勧奨を継続実施 保健指導時における積極的な勧奨を継続実施 ベースプラン未切替事業所への文書勧奨
健康宣言事業所へのフォローアップ 事業所カルテの送付 訪問によるフォローアップ 健康セミナーの実施 定期的な広報紙送付	事業所カルテ送付（1,502事業所） 保健師等による宣言事業所訪問（145事業所） 健康セミナー講師派遣（90事業所） 運動習慣に結びつけるためG-WALK+の活用を広報	「歯と口腔の健康づくり」を健康・運動セミナーへ取り込み、更に「メンタルヘルス対策」を追加し一本化
健康宣言事業所の表彰等 健康経営事例集の作成	7事業所の取組事例を取材し事例集を作成	良好な取組の事例を新聞紙上やHP上で紹介